

総務委員会委員長報告書

本日11月26日に開催されました本委員会における議案4件の審査につきまして報告します。

初めに、議案第97号「令和2年度流山市一般会計補正予算第10号」について申し上げます。

本案は、流山市立八木北小学校校舎等改修工事において、新型コロナウイルス感染症の影響により、夏休み期間が短縮されたことに伴い、工期の延長及び工事費の増額が必要となったため、継続費を変更するものです。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第99号「流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第100号「流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」並びに議案第101号「流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の以上3件は、関連がありますので、一括して審査したことを申し上げます。

議案第99号は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を勘案し、一般職の職員の期末手当の支給月数を改定するものです。

議案第100号は、常勤の特別職の職員の期末手当の支給月数

を改定するものです。

議案第101号は、流山市議会議員の期末手当の支給月数を改定するものです。

採決の結果、議案第99号については、4対2をもって、原案のとおり可決すべきものと決定し、議案第100号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定し、議案第101号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務委員会の委員長報告を終わります。